## ~地域区分の設定について~

平成 24 年 4 月の法改正により、地域区分が変更になりました。 国保連への請求の前に、下記設定が必要です。必ず、内容を確認してください。

※すでに、自事業所の地域区分が登録済みの場合は、地域区分の設定画面は表示されません。 地域区分の設定必要はありません。この書類は、読み飛ばしてください。

## <登録方法>

- (1)差し替えを行った後、最初にシステムを起動します。「平成 24 年 4 月から適用される地域区分の設定」画面が表示されます。
- (2)「都道府県別の適用地域一覧」をクリックします。
  一覧が表示されますので、【印刷】ボタンをクリックして、【閉じる】ボタンをクリックします。
  「平成24年4月から適用される地域区分の設定」画面に戻ります。
  印刷した「都道府県別の適用地域一覧」で自事業所の地域区分を確認してください。
- (3) 自事業所の地域区分を選択し、【決定】ボタンをクリックします。地域区分に変更が無い場合も登録を行ってください。(例:その他→その他)

| 平成24年4月から適用される地域区分を設定してください。  |   |         |
|---|---|---------|
| 地域区分を設定しないと請求できません。<br>単位数単価が10円以外になる地域が多くなりますので、該当する地域区分を<br>確認してから選択し、【決定】ボタンを押してください。  | H24.3まで   | H24.4から |
|   | 特別区   | 1 級地    |
|   |   | 2 級地    |
| 自事業所名: コスモスケアセンター<br>3月以前の地域区分: その他<br>4月からの地域区分を選択: 都道府県別の適用地域一覧<br>1級地 (従来の特別区に相当)<br>2級地 (新設)<br>4級地 (従来の時甲地に相当)<br>5級地 (従来の甲地に相当)<br>5級地の2 (経過措置) | 特甲地   | 3級地     |
|   |   | 4 級地    |
|   | 甲地  | 5級地     |
|   |   | 5級地の2   |
|   | 乙地  | 6級地     |
|   |   | 6級地の2   |
| 6級地の2 (経過措置)<br>その他   | その他   | その他     |
| ✓決定(Q) 後から変更する  |   |         |
| ②地域区分を選択し、    ③【決定】をクリック。   | 平成24年4月から、地域区分が   |         |
|   | 変更(その他→6級地 など)と<br>  なる地域がございます。<br> 「都道府県別の適用地域一覧」<br>  を確認してください。 |         |